

公益財団法人日本体操協会「日本代表選手・役員の行動規範」

【趣旨】

「体操ニッポン」という称号は長い栄光の歴史の中で、先人たちの競技成績だけでなく行動により培われたものである。一部の選手や役員の行動により、先人たちが築き上げた栄光の歴史を汚す行為は決して許されない。そして、日本代表選手・役員はスポーツにおける公正の精神とマナーを尊ばなければならない。この規範は、前述のことを達成するため、るべき日本代表選手・役員としての行動を明確にすることを目的として示すものである。

【基本方針】

- 1、日本代表選手・役員は日本国民を代表するにふさわしく、礼儀と規律を遵守し、社会の模範となるべき選手・役員であること
- 2、日本代表選手・役員は積極的に各国との友好と親善に寄与すること
- 3、日本代表選手・役員は日本国民の期待に応えるべく、飽くなき向上心を持った選手・役員であること

【行動規範】

- 1、違法行為は行わない
- 2、日本代表選手・役員としての名誉と信用を損なうような行動、発言をしない
- 3、日本代表役員は選手の支援に全力を尽くす
- 4、主催団体ならびに実行委員会に対し、非礼にならぬようマナーに気をつける
- 5、国旗掲揚時には、脱帽、起立のうえ国旗に向き、敬意を表する
- 6、日本代表チームとしての公式行事、競技会に参加する際は、指定された内容(衣服等)を厳守する
- 7、日本代表チームの活動(競技会、合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会、表敬訪問、祝賀会等)には必ず参加し、定められた時刻(集合時間、門限、等)を厳守する
ただし、監督が「やむを得ない事情によるもの」と認めた場合は、その限りではない
- 8、日本代表チームとしての活動の場所においては、20歳以上であっても原則的に喫煙は禁止する
※2016年度から数年かけて段階的に全面禁止とする
- 9、日本代表チームとしての活動の場所においては、20歳以上であっても飲酒は禁止とする
ただし、合宿の打ち上げ、大会のフェアウェルパーティー等の場合は監督の許可を得て可能とする
- 10、日本代表チームとしての活動の場所においては、選手・役員は異性の部屋への出入りを禁止する
- 11、未成年者の単独行動は禁止する
- 12、品位を損なう華美な身体装飾(刺青等)は禁止する
- 13、「アンチ・ドーピングに関するガイドライン」、「メディア活動に関するガイドライン」、「肖像権に関するガイドライン」を遵守する
- 14、日本代表チーム監督の指示は遵守する
- 15、(公財)日本体操協会からの依頼については協力を惜しまない
- 16、反社会的勢力との関わりを持たない
- 17、日本代表選手・役員として提供された物品の売買を禁止する
- 18、公の場において日本代表選手・役員として提供された物品の利用には充分配慮すること(腕まくり、裾まくり等をしない)

【違反選手・役員に対する処分】

日本代表選手・役員が、前記の行動規範に違反した場合は、本会「倫理規程」の適用があるものとし、「倫理規程」予定の手続きによって処分を科する

日本代表選手・役員のメディア活動に関するガイドライン

- 1、メディアから個別に取材申請があつた際は、メディアに対し本協会に事前に取材申請をするよう伝え、
本協会が内容を精査した後、所属の了承を得たうえで、本協会が許可を与えた取材にのみ対応をする
- 2、メディアからの取材要請に対しては、体操発展のために可能な限り積極的に対応する
- 3、日本代表としての自覚を持ち、誠実で品位ある発言をする
- 4、他者の批判は慎む
- 5、チームに不利となる発言は回避する
- 6、「やらせ行為」及び「誤解」を招く発言は回避する
- 7、本協会スポンサーのマーケティング活動を阻害するような発言は慎む
- 8、ソーシャルメディアへの投稿は「見られている」意識をもち、慎重に確認して投稿する
一度公開した情報は完全な削除が出来ないことを認識する
- 9、意見を述べる際は、必ず一人称で行う
- 10、役員は選手が主役であることを認識し、意図的なメディア露出は慎む

日本代表選手・役員の肖像等使用に関するガイドライン

- 1、本協会が行うプロモーション活動及び本協会が企画する体操の普及・振興活動に協力し、本協会が肖像等を無償で使用することを許諾する。
- 2、国内外での大会への出場及びイベントへの出演時に本協会及び国立スポーツ科学センターによって収められた映像等の著作権は撮影元に帰属する。したがって、該当する映像の無断での二次使用は禁止する。
所属先にて日本代表選手・役員として肖像等を使用する場合には、事前に(公財)日本体操協会に申請し、許諾を得る。
- 3、本協会が契約している「協会スポンサー」、「大会スポンサー」、「オフィシャルサプライヤー」においては、本協会と各企業との契約内容に基づき、所属と選手・役員の許諾を得たうえで、本協会が選手・役員の個人肖像及び団体肖像を広告・販促活動に使用することを許諾する。
尚、広告・販促活動に伴う肖像使用等の対価については、(公財)日本体操協会と所属が協議のうえ、決定する。
- 4、日本代表選手・役員として指定された行事に参加する際、所属企業を含む肖像等の使用契約が存在する場合であっても、日本代表選手・役員として活動・行事に参加する限りにおいては、本協会スポンサーが優先する。
- 5、日本代表選手・役員としての肖像等使用期間は 2024 年度日本代表発表時から 2025 年度日本代表発表時までとする。尚、この間に現役を引退した場合にも本ガイドラインが適用される。

日本代表選手・役員の非公認イベント参加に関するガイドライン

- 1、本協会並びに加盟団体が主催、共催、主管、後援、協力を行わないイベント(以下、非公認イベント)に参加する際は、そのイベントは反社会的勢力が関わらないイベントであることを確認する。
- 2、非公認イベントに参加する際は、イベント開催前までに報告する。
- 3、非公認イベントに参加する際は、怪我、ドーピング等、競技に支障がきたさぬよう十分注意する。
- 4、本協会並びに加盟団体主催、共催するイベント(以下、本協会イベント)と非公認イベントが重複した際には本協会イベントを優先する。